

○日光市議会議員定数等協議会設置要綱

制定 令和 7 年 6 月 2 4 日

議会告示第 2 号

廃止 令和 7 年 9 月 1 6 日

議会告示第 3 号

(設置)

第 1 条 日光市議会基本条例（平成 2 5 年日光市条例第 3 9 号）第 2 4 条及び第 2 5 条の規定に基づき、議員定数及び議員報酬について協議するため、日光市議会議員定数等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 議員定数に関すること。
- (2) 議員報酬に関すること。
- (3) その他議長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、議長を除く全議員（以下「議員」という。）で組織する。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、議員の互選によりこれを決定する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、議員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 議長は、協議会に出席し、発言することができる。

（協議結果の報告）

第6条 会長は、協議結果を議長に報告するものとする。

（記録）

第7条 会長は、職員に会議の概要等必要な事項を記載した記録を作成させ、これを保管するものとする。

（会議内容等の周知）

第8条 会長は、随時、会議での協議内容等を日光市議会議員全員協議会に報告するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年6月24日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、議長が招集する。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、令和8年4月22日限り、その効力を失う。

附 則（令和7年9月16日議会告示第3号）

この要綱は、令和7年9月16日から施行する。